

スタートアップ資金調達支援事業
Okinawa Partner VC 公募要領

沖縄県では、令和6年度スタートアップ資金調達支援事業の実施に係る認定パートナーベンチャーキャピタル(以下、「Okinawa Partner VC」という。)を以下の要領で広く公募します。

1 事業名

令和6年度スタートアップ資金調達支援事業

2 事業目的

沖縄県内のスタートアップが成長できる環境を構築するためには、沖縄県内で不足するリソースを県外、海外から積極的に取り込む必要があります。本事業は、県外のリード投資家(中心的な役割となって資金調達に必要な条件等をまとめるベンチャーキャピタル(以下「VC」という。))を県内スタートアップ・コミュニティに呼び込むことで、調達規模が大きくなるアーリー期以降の資金調達環境の強化を図ることを目的とします。

3 応募者の資格

次の要件を全て満たす VC とします。

【形式要件】

- (1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項 に定める、投資事業有限責任組合(ファンド)を運営する無限責任組合員(GP)であること。
- (2) 運営するファンドが、シード期以降のスタートアップを投資の対象としていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項(※)の規定に該当しない法人であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

【実質要件】

- (1) 投資実行が可能である投資事業有限責任組合(ファンド)を運営中であること。
- (2) 投資先への支援を適切に実施していること。
- (3) 沖縄県を含む地方のスタートアップ投資に興味・関心を有しているとともに、投資領域等について、沖縄県のスタートアップが投資対象となりうること。
- (4) 当地域のコミュニティに積極的に関与いただけるなど、当地域のスタートアップの資金調達環境の改善など、エコシステムの形成に貢献する意欲を有していること。

4 依頼する業務内容

- (1) ミートアッププログラムへの参加
Okinawa Partner VC と当地域のスタートアップで実施する定期的なミートアップイベントへの参加。
- (2) 勉強会の講師としての登壇
スタートアップ向けの資金調達に関する勉強会や事業会社向けのスタートアップ投資に関する勉強会において、講師として登壇。
- (3) Slack コミュニティへの参加及びその他個別相談
本プログラム用の Slack コミュニティへの参加およびコミュニティ内でのスタートアップからの質問や個別相談等の対応(Slack コミュニティには沖縄県、委託事業者も参加)。

※1 当プログラムに関して、Okinawa Partner VC が沖縄県に出張する場合の旅費は事前協議の上で委託業者にて負担いたします。詳細は認定後にご案内いたします。

※2 これらの事業への参加を依頼させていただいた場合に、所用により参加できなかった場合であっても、いかなるペナルティも発生いたしません。

5 募集数

10 社程度

6 認定期間

認定日から令和7年3月31日(月)まで

7 応募の手続き等

(1) 申込書等の提出

ア 受付期間 公募開始日 ～ 令和6年6月17日(金) 15時必着

イ 提出書類

① 「Okinawa Partner VC」応募申込書

沖縄県産業政策課 HP に掲載しております。ダウンロードの上、所要事項を記載してください。

WEB ページ

<http://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010143/1029379.html>

② 申請者の概要の分かる資料(会社説明等に普段利用されている資料)

次の項目が記載されている資料をご提出ください。

- ・申請者の会社概要
- ・ファンドの運営方針
- ・運営しているファンドの情報(投資方針、投資ステージ、投資領域、LP 等)
- ・投資先スタートアップへの資金面以外の支援内容
- ・所属するキャピタリストの情報
- ・過去の投資実績
- ・その他の活動情報(人材紹介やイベント開催等の活動)

ウ 提出方法 下記アドレス宛メールで提出すること。

エ 送付先 <okinawa-vc(at)miraistudio.co.jp >(委託事業者メールアドレス)

※(at)は@に置き換えてください。

※メール件名に「Okinawa Partner VC 申込」と記載をお願いします。

オ 回答方法 産業政策課ホームページに掲載し、最終回答は令和6年7月8日(月)までに行う予定。

8 認定スケジュール

日 程	内 容
令和6年5月28日(火)～6月17日(月)	公募期間
令和6年6月17日(月)15時(必着)	応募締め切り
令和6年6月24日(月)	書類審査
令和6年7月1日(月)(予定)	認定委員会開催日
令和6年7月8日(月)(予定)	認定結果通知

9 Okinawa Partner VC の認定

(1) 認定の方法

ア 沖縄県商工労働部に設置する Okinawa Partner VC 認定委員会(以下「認定委員会」という。)において、申込書等及び申込者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、上位 10 社を Okinawa Partner VC として認定します。

イ 認定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じません。

(2) 主な評価項目

ア 「3 応募者の資格」に記載の形式要件を満たしていること。

イ 投資先への支援内容。

ウ 投資領域等から見た沖縄県のスタートアップへの投資可能性。

エ 投資以外の面における沖縄県のスタートアップ・エコシステムへの貢献。

(3) 認定委員会の概要

ア 日時:令和6年7月1日(月)午前(予定)

イ 場所:沖縄県庁内会議室またはオンライン(オンライン開催の場合は ZOOM)
(予定)

ウ 説明内容:提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者:1応募者当たり2名以内

オ 説明時間:1応募者当たりプレゼンテーション5分程度、
質疑5分程度を想定。

カ 結果の通知:

認定結果は、沖縄県から電子メールで送信後、追って書面にて通知します。

11 認定期間の更新

認定期間の満了日までに、以下の条件を満たした Okinawa partner VC は、沖縄県との双方の合意に基づき、様式 1 に定める更新依頼書を提出の上、認定期間を1年間更新することができます。

なお、更新にあたっては、Okinawa partner VC と沖縄県との間で、状況確認等の個別ミーティングを行うこととします。

【更新条件】

(1) 過去1年間に1回以上、Okinawa Partner VC として、応募要領「4 依頼する業務内容」記載のいずれかのプログラムに関与したこと。(「Slack コミュニティへの参加」は除く。)

(2) 翌年度も引き続き Okinawa Partner VC として、応募要領「4 依頼する業務内容」記載のいずれかのプログラムに関与する意思があること。

- (3) 運営ファンドの投資方針(ステージ／領域)の大幅な変更がないこと。また、本事業に関与するキャピタリストの変更がないこと。(沖縄県と事前調整のうえ、変更した場合を除く。)
- (4) その他、Okinawa Partner VC として不適格な事由のないこと。

12 事業スケジュール(認定後)

令和6年7月上旬～ スタートアップとのミーティングイベント開催

※今年度中に4回以上開催

令和6年7月上旬～ 参加者フォローアップイベント開催

※今年度中に4回以上開催

令和6年10月下旬頃 スタートアップ・事業会社向け資金調達勉強会の開催

令和7年1月下旬頃 Startup Runway イベント開催

【問い合わせ先】

(沖縄県)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:大平、請蔵)

TEL:098-866-2330

MAIL: oohiraak@pref.okinawa.lg.jp (大平)

ukekuray@pref.okinawa.lg.jp (請蔵)

(委託事業者)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-21-7

株式会社みらいスタジオ(担当:兼城、野村、星野)

MAIL: okinawa-vc@miraistudio.co.jp

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央1-7-8 2F

フォーシーズ株式会社(担当:豊里、當山)

MAIL okinawa-vc@miraistudio.co.jp: